

尾張西部国営施設機能保全事業

日光川河口排水機場除塵設備整備（その３）工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	日光川河口排水機場除塵設備整備（その3）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。に基づいて実施する。 同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、国営尾張西部土地改良事業計画に基づき、日光川河口排水機場の除塵設備の整備を行うものである。	
2. 工事場所	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷地内	
3. 工事概要	本工事は、日光川河口排水機場の除塵設備の整備を行う工事で、その概要は次のとおりである。 (1) No.5-1号除塵機整備 1式 (2) No.5-2号除塵機整備 1式	
4. 工事数量	別紙ー1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。	
5. 施工範囲	本工事は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、撤去、輸送、整備、据付及び試運転調整までの一切とする。	
第3章 施工条件		
1. 工 期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事は、積算上の工期としている340日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年5月15日（工事完了期限日）まで	
2. 工程制限	除塵設備の撤去、整備及び据付作業（以下「据付作業」という。）並びに据付作業に係る仮設（除塵設備の運転に支障を来たすもの。）は、次に示す期間内に完了させ、ポンプ運転を可能な状態とする。 据付作業可能期間 令和7年11月1日～令和8年5月15日	
3. 河川区域内施工	本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。	

項 目	内 容	備 考						
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。							
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日） ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
6. 作業時間の制限	日光川河口排水機場の施設管理者である愛知県海部農林水産事務所の勤務時間は、平日の8:45から17:30であり、工事における作業時間は、施設管理者の勤務時間内であることを原則とする。 なお、やむを得ず施設管理者の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。							
7. 現場技術員	本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。							
第4章 現場条件								
1. 関連工事等	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table><tr><th>工 事 名</th><th>施工（予定）時期</th></tr><tr><td>尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事</td><td>令和5年8月 ～令和7年6月</td></tr><tr><td>尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事 （仮称）</td><td>令和7年6月 ～令和9年6月（予定）</td></tr></table>	工 事 名	施工（予定）時期	尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事	令和5年8月 ～令和7年6月	尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事 （仮称）	令和7年6月 ～令和9年6月（予定）	
工 事 名	施工（予定）時期							
尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事	令和5年8月 ～令和7年6月							
尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事 （仮称）	令和7年6月 ～令和9年6月（予定）							
2. 搬入路	現場への搬入路は、最大16tクレーン車の通行が可能と想定しているが、受注者は排水機場の状況を十分に確認し、必要に応じて養生等を行わなければならない。 なお、特別な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
3. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関係機関との協議調整、現地の交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。							

項 目	内 容	備 考
4. 関係機関との調整	受注者は、下記について必要な協議調整等を行わなければならない。 (1) 設備輸送ルートの使用許可申請 (2) 危険物等の届出 (3) その他工事に必要な協議調整等	
第5章 提出図書等		
1. 提出図書	共通仕様書（施）第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数を作成し、監督職員に提出するものとする。 ・完成図書2部 なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せの上、作成するものとする。 また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出するものとする。	
2. 承諾図書	(1) 共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は、工事の余裕期間終了後から30日以内に提出するものとする。 また、承諾、不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。 (2) 本工事で施工した施設について、工事竣工後においても材料調達を含めた、迅速な対応が可能となるよう、メンテナンス体制を確保する資料を作成の上、監督職員及び施設管理者と打合せを行うものとする。	
3. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。	
4. 官公庁への手続き等	共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す手続きが必要となった場合は、以下のとおり申請書類を監督職員に提出するものとする。 ・必要な申請書 1部	
第6章 仮 設		
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。 ただし、排水機場の除塵設備等に係るものを除く。	
2. 仮締切工	吸込側の仮締切は、本工事で貸与する角落しゲートを使用するものとする。	
3. 水替工	仮締切内の排水は水中ポンプφ200mm×1台×7日（常時）を想定しているが、排水量が大幅に異なる場合は監督職員と協議するものとする。	
4. 敷鉄板養生	既設構造物等の保護については、図面に示すとおり敷鉄板による養生を想定しているが、範囲等の変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。	
第7章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、日光川河口排水機場敷地内である。	

項 目	内 容	備 考																	
2. 工事用地等の 使用及び返還	(1) 前項の土地の使用及び返還に伴う詳細については、監督職員が指示するので、それに従うものとする。 (2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地及び返還するときは、監督職員に報告するものとする。																		
第8章 貸与する資料等																			
1. 貸与する資料	本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。 (1) 資 料 名 平成29年度 尾張西部地区 除塵設備実施設計業務報告書 令和6年度 尾張西部地区 日光川河口排水機場除塵設備整備その2工事 完成図書 (工期：令和7年5月16日まで) (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。 (5) そ の 他 その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとし、追加資料等があった場合の取扱いは上記のとおりとする。																		
2. 貸与する施設	本工事の施工において使用する次の施設を貸与する。 (1) 施 設 名 1) 吸込側仮締切用角落しゲート <table border="1"> <tr> <th colspan="2">項 目</th><th>規格・寸法</th></tr> <tr> <td colspan="2">名 称</td><td>角落しゲート</td></tr> <tr> <td colspan="2">形 式</td><td>多段積上式鋼製スライドゲート</td></tr> <tr> <td rowspan="2">寸法</td><td>純径間</td><td>6,500mm</td></tr> <tr> <td>有効高</td><td>1,250mm</td></tr> <tr> <td colspan="2">数 量</td><td>9段×2門（吸込側）</td></tr> </table> 2) 同上設置撤去用門構クレーン (2) 貸与（返納）場所 1) 吸込側仮締切用角落しゲート 日光川河口排水機場 ゲート格納庫 2) 同上設置撤去用門構クレーン 日光川河口排水機場 ゲート格納庫 (3) 貸与条件 貸与施設の使用に先立ち、貸与施設を点検の上、使用に当たって整備等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 貸与施設の使用に当たっては、施設に損傷を与えないよう適正な管理体制のもとで使用するものとする。 なお、受注者の責により施設に損傷を与えた場合は、監督職員に速やかに報告するとともに、指示に従うものとする。 (4) 引渡時期 監督職員と打合せの上、決定するものとする。	項 目		規格・寸法	名 称		角落しゲート	形 式		多段積上式鋼製スライドゲート	寸法	純径間	6,500mm	有効高	1,250mm	数 量		9段×2門（吸込側）	
項 目		規格・寸法																	
名 称		角落しゲート																	
形 式		多段積上式鋼製スライドゲート																	
寸法	純径間	6,500mm																	
	有効高	1,250mm																	
数 量		9段×2門（吸込側）																	
第9章 試運転調整等																			
1. 運転管理及び 運転操作	除塵設備整備後、以下の時期までに操作設備（機側）による試運転調整を実施するものとする。																		

項 目	内 容	備 考																																
第10章 設 計	・令和8年5月15日まで 上記、試運転調整作業の実施に当たっては、作業前に実施計画書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。 試運転調整完了後、結果を監督職員に提出するものとする。																																	
1. 一般事項	(1) 受注者は、施工前及び施工途中において、第8章第1項の貸与する資料等を基に工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。 (2) 設備は、土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、与条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 設備は、耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 設備は、運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。																																	
2. 既設設備条件	(1) 周囲条件 気温：-10℃～40℃ 湿度：30%～80% (2) 既設除塵設備仕様 <table border="1"> <tr> <td>形 式</td><td colspan="2">スクリーン内蔵型自動除塵機</td></tr> <tr> <td>水 路 幅</td><td colspan="2">6,500mm</td></tr> <tr> <td>水路総高</td><td colspan="2">12,000mm</td></tr> <tr> <td rowspan="3">スク リー ン</td><td>据付角</td><td>75°</td></tr> <tr> <td>ピッチ</td><td>129mm（有効目巾110mm）</td></tr> <tr> <td>材 質</td><td>SS400</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">駆動装置</td><td>サイクロ減速機</td></tr> <tr> <td>7.5kW 4P i=1/187</td></tr> <tr> <td>掻揚速度</td><td colspan="2">約5.4m/min</td></tr> <tr> <td>レーキ数</td><td colspan="2">6 枚</td></tr> <tr> <td>設 置 数</td><td colspan="2">4 基</td></tr> <tr> <td>電 源</td><td colspan="2">400V 60Hz</td></tr> </table>	形 式	スクリーン内蔵型自動除塵機		水 路 幅	6,500mm		水路総高	12,000mm		スク リー ン	据付角	75°	ピッチ	129mm（有効目巾110mm）	材 質	SS400	駆動装置		サイクロ減速機	7.5kW 4P i=1/187	掻揚速度	約5.4m/min		レーキ数	6 枚		設 置 数	4 基		電 源	400V 60Hz		
形 式	スクリーン内蔵型自動除塵機																																	
水 路 幅	6,500mm																																	
水路総高	12,000mm																																	
スク リー ン	据付角	75°																																
	ピッチ	129mm（有効目巾110mm）																																
	材 質	SS400																																
駆動装置		サイクロ減速機																																
		7.5kW 4P i=1/187																																
掻揚速度	約5.4m/min																																	
レーキ数	6 枚																																	
設 置 数	4 基																																	
電 源	400V 60Hz																																	
3. 材料	(1) 主要材料は、JIS規格、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th><th>規格</th><th>適用</th></tr> <tr> <td>レーキ</td><td>JIS G 3101 SS400</td><td>12枚</td></tr> <tr> <td>チェーンカバー</td><td>JIS G 3101 SS400</td><td>2 基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動軸</td><td>JIS G 3445 STKM</td><td rowspan="2">2 本</td></tr> <tr> <td>JIS G 4051 S45C</td></tr> <tr> <td>モータ架台</td><td>JIS G 3101 SS400</td><td>2 基</td></tr> <tr> <td>機械カバー</td><td>JIS G 3101 SS400</td><td>2 基</td></tr> </table> (2) 主要個所の使用材料は、構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。 (3) 除塵設備の各部の強度は十分な安全率をとるものとし、腐食摩耗のおそれがある部分については、余裕厚を考慮するものとする。 (4) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外は鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）に準拠する。	材料名	規格	適用	レーキ	JIS G 3101 SS400	12枚	チェーンカバー	JIS G 3101 SS400	2 基	駆動軸	JIS G 3445 STKM	2 本	JIS G 4051 S45C	モータ架台	JIS G 3101 SS400	2 基	機械カバー	JIS G 3101 SS400	2 基														
材料名	規格	適用																																
レーキ	JIS G 3101 SS400	12枚																																
チェーンカバー	JIS G 3101 SS400	2 基																																
駆動軸	JIS G 3445 STKM	2 本																																
	JIS G 4051 S45C																																	
モータ架台	JIS G 3101 SS400	2 基																																
機械カバー	JIS G 3101 SS400	2 基																																

項 目	内 容	備 考																																	
第11章 構造及び製作																																			
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第7章「除塵設備」によるものとする。 (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第7章「除塵設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第7章「除塵設備」によるものとするが、受注者の新技術、新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) 除塵機主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。																																		
2. 整備概要	製作を行う設備は、次のとおりである。 ・レーキ（6枚/基）2基、チェーンカバー2基、駆動軸2本、モータ架台2基、機械カバー2基 また、更新する機器の仕様は、下表に示す機器の相当品とする。 施設の整備に当たり整備方法の変更や新たな整備が必要と確認された場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、レーキチェーンは既設利用を想定している。 また、既設設備の整備に際して取り外したボルト・ナットについては、新品（SUS製品）と交換するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>規格等</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイクロ減速機</td><td>CHH-6215DB-EPTL-187同等品</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>電動機</td><td>7.5kW 4P 400V 全閉外扉型B種</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>流体継手</td><td>9.5FMF-A形 X-111214-B同等品</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>たわみ継手</td><td>L190-M同等品</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>レーキチェーン用スプロケット</td><td>RF17250-F特 NT=8</td><td>4個</td></tr> <tr> <td>従動用スプロケット</td><td>RS180 NT=58</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>駆動用スプロケット</td><td>RS180 NT=17</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>伝動チェーン</td><td>RS180 150リンク</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>軸受</td><td>プランマーブロックφ150 SSN230+23230RH+カラー</td><td>4個</td></tr> <tr> <td>リミットスイッチ</td><td>WLCL-2同等品</td><td>2個</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	規格等	数量	サイクロ減速機	CHH-6215DB-EPTL-187同等品	2台	電動機	7.5kW 4P 400V 全閉外扉型B種	2台	流体継手	9.5FMF-A形 X-111214-B同等品	2個	たわみ継手	L190-M同等品	2個	レーキチェーン用スプロケット	RF17250-F特 NT=8	4個	従動用スプロケット	RS180 NT=58	2個	駆動用スプロケット	RS180 NT=17	2個	伝動チェーン	RS180 150リンク	2個	軸受	プランマーブロックφ150 SSN230+23230RH+カラー	4個	リミットスイッチ	WLCL-2同等品	2個	
機器名称	規格等	数量																																	
サイクロ減速機	CHH-6215DB-EPTL-187同等品	2台																																	
電動機	7.5kW 4P 400V 全閉外扉型B種	2台																																	
流体継手	9.5FMF-A形 X-111214-B同等品	2個																																	
たわみ継手	L190-M同等品	2個																																	
レーキチェーン用スプロケット	RF17250-F特 NT=8	4個																																	
従動用スプロケット	RS180 NT=58	2個																																	
駆動用スプロケット	RS180 NT=17	2個																																	
伝動チェーン	RS180 150リンク	2個																																	
軸受	プランマーブロックφ150 SSN230+23230RH+カラー	4個																																	
リミットスイッチ	WLCL-2同等品	2個																																	
第12章 塗 装																																			
1. 一般事項	(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は、正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。 (3) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。 (4) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の70%以上とする。																																		
2. 施工方法	(1) 素地調整作業は、素地調整前に水洗い・清掃により汚れを落とした後、鋼材表面の素地調整を十分に行うものとする。 (2) 素地調整後は発錆防止等のため、速やかに前処理塗装（以下「一次プライマー」という。）を施さなければならない。																																		

項 目	内 容	備 考			
3. 塗装仕様	(3) 塗装作業（各層の塗り重ね）は、塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 (4) 現場及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。 (5) 既設塗膜には、鉛を含有している塗料が使用されているため、素地調整に必要な作業計画及び曝露防止のために必要な安全対策等については、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 また、素地調整時に発生する旧塗膜くず等については、関係法令に基づき適切に処分するものとする。				
	(1) 除塵機本体（非接水部）				
	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装方法
	工場	素地調整	1 種ケレン	—	エアレススプレー
		1 次プライマー	エポキシシンクリッチプライマー	(15 μm)	
		下塗①	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm	
		下塗②	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80 μm	
		中塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40 μm	
		上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30 μm	
	※（ ）数値は膜厚に含まない。				
(2) 除塵機本体（接水部）					
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装方法	
工場	素地調整	1 種ケレン	—	エアレススプレー	
	1 次プライマー	エポキシシンクリッチプライマー	(15 μm)		
	下塗①	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100 μm		
	下塗②	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100 μm		
	中塗	エポキシ樹脂塗料	40 μm		
	上塗	エポキシ樹脂塗料	40 μm		
※（ ）数値は膜厚に含まない。					
第13章 据 付					
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第13節及び第 7 章第 5 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。				
2. 据付基準点	本工事で使用する据付基準点は、工事着手前に受注者が任意の基準点を設定して行うものとし、基準点の位置、標高等について監督職員に報告し、確認を受けるものとする。				
3. 機械設備	設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。				
4. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」によるものとする。				
5. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容、分別解体等の方法は、次のとおりである。				

項 目	内 容				備 考	
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法		
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
注) ■が該当部分である。						
6. 工事現場発生材	共通仕様書（施）第1章1-1-22に示す工事現場発生材は、下記に示す材料を想定している。 現場発生材は、重量を計測するものとする。計測に当たっては、監督職員に確認を受け、現場発生材報告書を提出するものとする。 なお、保管場所は設計図書に示すとおりとする。 ・レーキ ・チェーンカバー ・駆動装置（電動機、駆動軸等） ・モータ架台 ・機械カバー					
第14章 試験及び検査						
1. 施工段階確認	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械工事等					
	工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	遠隔 確認 対象	備考
	除塵設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	(3) に示すとおり	○	
		品質管理		(3)、(4) に示すとおり	○	
(2) (1)の1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。						
(3) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の監督・検査等については、以下のとおり実施する。						
1) 溶接における監督・検査等の強化（非破壊試験の拡大）						
① 発注者は施工段階確認において、第15章3項の溶接における施工管理の強化（非破壊試験の拡大）(1)及び(2)の非破壊試験に対し、						

項 目	内 容	備 考
	原則として1工事に付き一回以上立ち会うものとする。 ② 発注者は施工段階確認や検査時等において、溶接部の内部及び表面欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、内部欠陥は超音波探傷試験、表面欠陥は浸透探傷試験による確認を行うことができる。 (4) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。	
2. 中間技術検査	(1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員が指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。	
3. 既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。	
第15章 施工管理等		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有する者でなければならない。 (1) 主任技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 (2) 監理技術者 1) 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 2) 監理技術者資格者証を有する者であること。 ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。	
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
3. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp /list.htm	

項 目	内 容	備 考
	1))に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第16章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事、関係機関等との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めのないもの	
第17章 公共事業関係調査に対する協力	(1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象工事となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。 (2) 諸経費動向調査 本工事が諸経費動向調査の対象工事となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。	
第18章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正副2部	

項 目	内 容	備 考
2. 配置予定監理技術者等の専任期間	(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。 さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。	
3. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。 ただし、原則として閉庁日は除く。	
4. 契約後VE提案	(1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の意義及び範囲 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE提案書の提出 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。） ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根	

項 目	内 容	備 考
	抛 ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係 ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の適否等 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	

項 目	内 容	備 考
5. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (3) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (4) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。	
6. 工事付属品	本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として2部を備え付けなければならない。 なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書の提出部数に含まないものとする。	
7. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）	

項 目	内 容	備 考
	ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない。） ス 擬音装置（機能を含む。） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ、【付属品として備えるもの】及び【推奨する仕様、付属品】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
8. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらか	

項 目	内 容	備 考										
	じめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、上記2)の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 1) 補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8/28日）以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> 2) 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8/28日）以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8/28日）以上											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											

項 目	内 容			備 考
9. 週休 2 日制の促進		名称	区分	補正係数 4 週 8 休以上
		横断・転落防止柵	設置	1.02
		横断・転落防止柵	撤去	1.02
	(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。			
	(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。			
	なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。			
	1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。			
	なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。			
	○監督職員用			
	【働き方改革】 ☐月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。			

項 目	内 容	備 考
10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ 1$ ※ 1 補正係数 : 1.2	
11. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	

項 目	内 容	備 考						
12. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。 <table border="1"> <tr> <td>資材名</td><td>規格</td><td>調達地域等</td></tr> <tr> <td>敷鉄板</td><td>1524×6096×22</td><td>知多市</td></tr> </table>	資材名	規格	調達地域等	敷鉄板	1524×6096×22	知多市	
資材名	規格	調達地域等						
敷鉄板	1524×6096×22	知多市						
13. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。							
14. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工に当たり、石綿含有資材又は石綿含有のおそれがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」など関係法令を遵守するものとする。							
15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。							
16. CORINSへの登録	共通仕様書（施）第1章1-1-9に基づきCORINSへ登録する場合、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。							
第19章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。							

(別記様式 1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長

秋永 邦治 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場除塵設備整備（その 3）工事
工 事 場 所	愛知県海部郡飛島村梅之郷地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

令和 7 年度

尾張西部事業（機能保全）

尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場除塵設備整備（その 3）工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
・ 製作工				
・ ・ 除塵機本体（レーキ）				
・ ・ ・ 材料費及び製作労務費	レーキ：12枚/2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ樹脂系	m ²	148	
・ ・ 除塵機本体（駆動装置）				
・ ・ ・ 材料費及び製作労務費	駆動装置：2基	式	1	
・ ・ ・ 機器単体費	駆動装置：2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	7.3	
・ ・ 除塵機本体（モータ架台）				
・ ・ ・ 材料費及び製作労務費	モータ架台：2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	9	
・ ・ 除塵機本体（チェーンカバー）				
・ ・ ・ 材料費及び製作労務費	チェーンカバー：2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	45	
・ ・ 除塵機本体（機械カバー）				
・ ・ ・ 材料費及び製作労務費	機械カバー：2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	9.1	
・ 工場整備工				
・ ・ 除塵機本体（スクリーン）				
・ ・ ・ 材料費	スクリーン：2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ樹脂系	m ²	445	
・ ・ 除塵機本体（フレーム）				
・ ・ ・ 材料費	フレーム：2基	式	1	
・ ・ ・ 塗装費	エポキシ樹脂系	m ²	14	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・・・塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	9.1	
・・除塵機本体（エプロン）				
・・・材料費	エプロン：2基	式	1	
・・・塗装費	エポキシ樹脂系	m ²	205	
・・除塵機本体（軸受台）				
・・・材料費	軸受台：2基	式	1	
・・・塗装費	エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	12	
直接工事費				
・輸送費				
・・輸送費				
・・・輸送費	（現場～工場）	式	1	
・・・輸送費	（工場～現場）	式	1	
・現場整備工				
・・除塵機本体整備工				
・・・除塵機本体撤去工	再利用なし	式	1	
・・・除塵機本体撤去工	再利用あり	式	1	
・・・除塵機本体据付工		式	1	
・・・試運転調整工		式	1	
・・撤去・復旧工				
・・・防護柵撤去・復旧工		式	1	
・・仮設工（指定仮設）				
・・・仮締切工		式	1	
・・・水替工		式	1	
・・・敷鉄板工		式	1	
・・仮設工（任意仮設）				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ ・ ・ 足場工		式	1	
運搬費				
・ 運搬費				
・ ・ 運搬費				
・ ・ ・ 運搬費		式	1	
技術管理費				
・ 技術管理費				
・ ・ 技術管理費				
・ ・ ・ 塗膜成分調査		式	1	
・ ・ ・ ・ 塗膜成分調査	溶出液作成料	検体	1	
・ ・ ・ ・ 塗膜成分調査	溶出試験（鉛）	検体	1	